

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成20年1月23日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 赤西芳文（委員長），伊東武是，大内ますみ，高梨柳太郎，

中野彰博，西誠子，橋口朱美，伏見昭彦，増田陽一，

村田一実，森岡正芳，吉松茂，渡邊力（敬称略）

（オブザーバー）重吉理美

（説明者）落合 卓，高木 繁，吉村庄次，

木村耕一郎，田邊正一郎，安藤奈緒美，蒔田豊人

（庶務）曾根啓子，蒔田豊人，永井英雄，鈴木真子

4 議事（●：委員長，○：委員，◎：オブザーバー□：説明者，△：庶務）

（1）開会のことば（総務課長）

（2）所長あいさつ

（3）全委員の紹介

（4）裁判所からの報告

庶務から、「法の日週間行事」の開催結果報告及び「来庁者アンケート『利用者の声』について」の集計結果報告が行われた。

（5）家事調停について

ア 模擬家事調停を実施

イ 裁判官からの説明

別紙のとおり

ウ 意見交換

（ア）家事調停委員についての意見

○ 調停手続において、調停委員は非常に重要な役割を担い、ストレスのかかる仕事をされていると思いますが、その身分、資格、研修制度、手当等を教えていただきたい、また、調停委員の人数と、ベテランや新任等はどう

のような構成になっているのか教えていただきたいと思います。さらに、調停委員は、熱意によって支えられているボランティア的要素が強いのでしょうか。

- 調停委員は、非常勤の国家公務員です。調停委員になるに当たり特に資格は不要です。ボランティアかどうかという観点では、実績に応じた手当と裁判所までの交通費に相当する旅費が支払われています。手当は、例えば、1日に3時間を超える執務を行った場合で、1万6000円程度（税込）です。平成20年1月1日現在で神戸家庭裁判所管内には支部等を含め、471人の家事調停委員がいます。
- 年齢層では60代が多いです。調停委員の方には献身的に働いていただいているおり、感謝しています。
- 私は、家事調停委員をしていますが、確かにストレスを感じ、また、当事者の方との対応が難しくて落ち込んでしまうこともありますが、問題が解決するとやりがいを感じるので、そのことに支えられています。
- 研修には、どのようなものがあるのでしょうか、また、法律的な内容についての研修もあるのでしょうか。
- 研修には公的なものと私的なものと二種類あります。公的なものとしては、新任委員を対象とした2日間の研修があり、法律的な内容も含まれています。それ以外に、毎年、研究会、参与員と合同での実務研究会、具体的なケースを題材にして討議するケース研究会等があります。支部においても開催しています。私的なものとしては、家事セミナーという調停委員の自主的な勉強会があり、約2ヶ月に1回の割合で勉強されています。定期的な勉強会は以上ですが、それ以外に、例えば、年金分割制度が創設されるなどの法改正があった時は、臨時にその内容等を周知徹底する研修もあります。研究会以外に、実際の調停の場面において、評議という形で、裁判官が、個々の事案に応じて助言しています。調停委員は任命時に、法律的に詳しくない方もおられますから、経験を通じて知識やノウハウを習得されています。これからも、研修・研究会を充実させたいと思っています。
- 調停委員の自主的な組織として神戸調停懇和会というものがあり、その中で、私は家事セミナー委員会に属しております。この家事セミナーでは、

1年間に6回から8回の勉強会を行っていますが、今後、回数を増やすことも検討しております。

裁判所主催の研究会では、主として法律的な内容の研修をしていただいているおり、家事セミナーでは、ロールプレイングや意見交換をしています。調停はマニュアルに表せないところに難しいノウハウがあり、当事者への声のかけ方等について意見交換を行うことで気づくことがあります。したがって、1人1人が参加していくセミナーを企画するよう努力をしています。

- 模擬調停を見て、調停委員は、当事者の方の答えを導くために、エネルギーがいる仕事であり、重要な仕事なのだと実感しました。調停委員は公募しているのでしょうか。
- 調停委員は、最高裁判所が任命します。各庁では、調停委員の候補者を選考し、最高裁判所に任命上申をします。募集につきましては、掲示板等に応募要領等を貼ったりはしていませんが、どなたでも応募でき、自ら応募される方も多くいらっしゃいます。遺産分割事件等の専門的知識を要する調停事件には、専門家に入っていただくことが有用ですので、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、税理士等を推薦していただくよう依頼することもあります。
- 調停は、訴訟になる前に当事者の方が自主的に争いごとを解決していくという非常に重要な制度と考えており、調停委員はその最前線で働いておられるということです。調停委員の任命条件としては、40歳以上70歳未満の方で豊富な社会経験、専門的知識のある方であり、自薦もありますが、団体等から推薦される場合もあります。応募者の中から選考委員会で候補者を選考します。裁判所としては、いろいろな社会経験のある方に集まっていただいて、社会の良識を反映していただきたいと考えています。
- 調停委員は、見識が必要で、リーダーシップを取れるかどうかが重要だと思いました。パンフレットの中に推薦団体について各地方公共団体や弁護士会、その他団体機関というのがあるのですが、その他にはどういう団体から推薦されることが多いのですか。それと2年の任期の間には、人間ですので、欠格事由に該当するようなケースもでてくるのではないかと思

うのですが、欠格事由に関する規定があるのかどうかを教えていただきたいと思います。

- 神戸家裁から依頼している推薦団体は、弁護士会、税理士会、公認会計士協会、司法書士会、不動産鑑定士協会等が主なところです。
- 任期は2年で再任は可能ですが、当然に再任されるわけではありません。調停委員は大変な仕事で、有能な方でも、調停委員に合わない方はやめられる場合もあり得ます。
- 一般的な任命時の欠格事由は、民事調停委員及び家事調停委員規則2条に禁錮以上の刑に処せられた者、公務員として免職の懲戒処分を受けて当該処分の日から2年を経過しない者などの規定があります。その他に解任の規定が6条にあり、最高裁は、調停委員がある事由に当たれば解任できることになっています。一つの事由は心身の故障のため、職務の執行ができないときがあります。例えば、重い病気にかかったときなどです。ただ、この場合は、解任よりもご本人からの辞任という形が多いと思います。もう一つの事由は、職務上の義務違反その他調停委員の職務に適しない行為があると認められたときがあり、例えば、飲酒運転をして新聞に載るというような場合が考えられます。しかし、このような事例はあまりないと思われます。
- 調停委員は、精神的な負担が大きいということ、価値観が違う方が相談をしてきたとき、ストレスがたまるだらうなと思いました。また、調停委員は、個人情報を扱っておられるので、守秘義務に気を遣っておられると思うとともに、守秘義務には留意していただきたいと思いました。
- 私は、調停には代理人としてのみならず、調停委員として手続に加わることがあります。調停は、調停委員の資質が重要だと思いますので、調停委員をどのようにして選び、どのようにスキルを向上させているのかという疑問があります。研修については、自主的な勉強会が活発だということは、自助努力に支えられているのではないかと思いました。また、地方では、調停委員の人材確保に困っていると聞いたことがあります。さらに、地方の調停で、私が代理人として、慰謝料の金額を提示した時に、調停委員から「相場は低いんですよ。」と言われ、「相場」という説明はどうな

のかと思ったことがあります。個人情報については裁判所も気を付けられていると思いますが、ある裁判所で、調停委員が待合室に当事者の方を呼びにいく際に、名前ではなく、あらかじめ当事者の方に渡した番号で呼ぶというところがあり、これは少し行きすぎなのではと感じました。

(イ) 家事調停手続についての意見

- 家事調停の場合、それぞれ言い分があり、模擬調停ではどちらの言い分も頷け、その中で着地点を考えながら進めていくことには大変な御苦労があると思いました。このような中で、調停成立率が約半分という説明がありましたが、これはすごい数字なのではないでしょうか。それと、調停は、模擬調停のように2、3回あるいは4回で終わるのが通常なのでしょうか。
- 模擬調停のような内容では、3、4回ではなかなか終わることではなく、子どもの問題やお金の問題があるとかなり長い時間をかけて調停を行います。離婚、親権者について合意できても、養育費で2、3回、マンションをどうするかで2、3回というように回数を重ねます。調停委員の方に粘り強く調停期日を重ねていただいて成立率が半分近いという結果になっています。
- 調停にかかる回数というのは事案によって千差万別です。双方が裁判所に来る前に、ある程度話をつめてきている場合もあるし、全く方向性が見えない場合もあります。
- 保護者から養育費を入れてもらえないという話を聞くこともあるのですが、調停がどこまで強制力をもつのかということを思ったりすることもあります。
- 私は、模擬調停の中で問題となっていた女性関係について結局夫は認めたことになるのかどうなのかが気になります。真偽はつけないのでしょうか。
- 調停は、合意を形成する目的で行っており、事実関係を確定させるとは限りません。あくまで事実関係を争う場合は、調停はできず、訴訟手続によって事実関係を確定することになります。
- 調停手続においても、いろいろな考え方があり、事実関係をしっかりと認定しないといけないという説もありますが、あくまで自主的な合意が前提

であり、そこが限界ともいえます。

- 調停委員が、事実を追求することはしません。先ほどの模擬調停ですと、調停委員としては、原因はわからないけれども、夫婦がぎくしゃくして修復できないという本当の気持ちを出していただいて、両方の気持ちの合意を探っています。当事者の方には、相手をもっと叱ってほしい、言って欲しいと言われることもありますが、調停委員としてはできないので、非常に歯がゆいですが、当事者の方に気持ちを整理していただき、これからどうするのか自分で考えていただくように進めるよう心がけています。
- 調停における事実の確定については、私は、依頼者には、初めに白黒をはっきりさせる手続ではないと説明しています。一部ブラックボックスに入っている方が話し合いがしやすい場合もあると思います。模擬調停で、夫が妻に金銭を支払ったことと不貞の事実との関係では、夫は「解決金」と、妻は「慰謝料」と思っていればよいと思います。
- 模擬調停のストーリーでは、かなり矛盾を感じました。例えば、母を罵倒している父に子どもが懐いているのは疑問を感じます。また、離婚後の妻は子ども2人を引き取って経済的に生活ができないと思うのですが、後のフォローは家族がするのかという点が気になりました。
- 当事者の方が当初言っていることが必ずしも真実ではなく、調停を重ねるうちに考えが成熟てきて、相手や子どものことも視野に入れるようになるという事案もあります。
- 模擬調停を見て、不貞の事実認定は、つきつめないで進めていくという手法なのだとわかりました。一方、面接交渉については、「子どもは父を嫌っている。」という妻の言い分は嘘だと思って、その解決方法について注目していたところ、面接交渉については、その重要性から真実を解明する必要があると判断されたのだと思いました。しかし、真実を直接言うと反発されるので、試行面接で様子を見て判断する手法なのだと思います。調停委員は見識、知識のある方が2人一組で事情を聴くということなので、効果も倍増だと思いますが、連携プレーが重要だと思います。そこで、事前にどう打ち合わせし、調停委員同士の考え方の違う場合には意見をどう調整されているのでしょうか。

○ 調停期日までに記録は各自で読んでいます。調停の日は、20分から30分前ぐらいに集まって、相調停委員との間で、それまでの経過を確認したり、今日の問題点について打合せをします。どちらが話しかけていくかを話し合うこともあります。相委員と息が合ってきたら、あうんの呼吸になっていくこともあります。

また、申立人と相手方が入れ替わる時に、次の進行の打合せをします。調停委員が2人とも同じ意見を持っているとは限らないので話し合うこともあります。相調停委員の発言が当事者に分かりにくかったり、誤解を招きやすいような場合は、お互いにフォローするよう心がけ、調停委員が2人いることが当事者にプラスになるようにと考えて調停をさせていただいております。以前に、女性の調停委員が余りしゃべらないと言われたこともありましたが、最近は、女性委員も積極的に話したりしています。

(ウ) 家事調停における子どもへの配慮についての意見

○ 調停に子どもの意向がどれほど汲まれているのか疑問に思うことがあります。また、子どもに被害が及ばないように夫婦の問題と子どもの問題をきちんと分けて考えていただきたいと思います。

● 子どもがどの程度の意思表示ができるのかということについてはなかなか難しいと思います。

○ 模擬調停を見て、調停前置主義を取られている理由がよくわかりましたが、特に、子どもへの配慮は、調停でないとなかなか難しいということを実感しました。

○ 面接交渉は、どれほど重視されているのでしょうか。裁判所の面接交渉の取組の基本線を教えていただきたいと思います。

□ DV事案では慎重に考えないといけないと思いますが、特段の事情がない限り、子どもの福祉の観点からすると、両親の離婚のダメージを受けている子どもが、両親と会えることでダメージから回復していくことができますので、基本的には子どもが両親と交流する機会を確保する方向で考えています。

○ 面接交渉時の家裁調査官の役割は大きいのでしょうか。

□ 家裁調査官の職務は、事件に必要な事実の調査や当事者の調整を行った

りすることですが、調停事件は大部分が離婚の問題と子どもの監護をめぐる問題になっているので、家裁調査官の仕事も子どもをめぐる事件での子どもの調査や面接交渉の援助をすることが中心になっていると思います。

- 試行面接において、子どもと遊んでいる夫はマジックミラー越しに妻が見ていることは知らないのですか。また、模擬調停では、子どもと遊んでいる夫を見て、妻が涙ぐんだということですが、そのような効果は予想されているのですか。
- このようなことはよくあります。夫婦関係で争っている当事者は、それまで配偶者としての相手しか見ていなかったところに、試行面接では、相手と子が交流していく場面を見て、親としてこのような人だったんだということや、子どもの親に対する気持ちにも気づくことがあります。また、マジックミラー越しに見ることについては、事前に説明します。場合によっては、子どもに説明することもあります。
- 少年審判をしていると、片親でも立派に子どもを育てている方もいらっしゃいますが、非行少年の親が片親であることが目につきます。そのような時、この子に父親的な人あるいは母親的な人がいてくれたらなあと思うこともあります。調停を進めるに当たり、当事者の方も調停委員の方も、大人の視点からの問題の解決だけでなく、子どもの福祉、健全育成という意識をもって解決を考えていきたいと思いました。

(エ) 家事調停の利用のしやすさについての意見

- 日本語に通じていない外国人の方や身体障害者の方へのケアはどのようにされているのでしょうか。また、平日、仕事をしている方は、土日の調停が希望だと思いますが、土日に調停は行えないのでしょうか。
- 日本語にあまり通じていない方の家事紛争も増えています。この場合、正式に通訳人を選任する場合も考えられますが、費用は当事者負担となります。通常は、知り合いで日本語が堪能な方が付き添いで来られることが多いですが、そのような付き添いの方がいない場合は、神戸では、申立時にボランティア団体に相談していただいたりしています。英語の場合は、英語に堪能な調停委員を指定することもあります。身体障害者の方への配慮については、物的には、バリアフリーも進んでいます

が、職員が介助しています。また、老眼鏡や音声拡大器を備え置いています。ハンディのある方には、負担をかけない場所の調停室を使用していただくななどの配慮をしています。手話のできる調停委員もおります。休日に調停を行っているかについては、神戸家裁は本庁・支部とも人的、物的な問題等があつて実施していません。

◎ 休日の調停は行つていませんが、曜日の希望はお聞きして、できるだけ希望に添えるように配慮しています。

(オ) その他の意見

○ 公民の授業で、子どもたちは裁判を習うのですが、模擬調停を見て、教科書のような平板的な説明ではなく、立体的な模擬授業をすると分かりやすいと思いました。

○ 私の大学で心理学、社会学を学ぶ学生は家裁調査官になりたいという者が多いです。最近の学生は、対人関係の仕事に積極的で、地域に入つて様々な活動をしたり、障害者の方のサポートはずいぶんやっていると思いますが、裁判所は敷居が高いようです。家裁の法の日週間行事にも参加した学生がいますが、50人の定員だったが、50人も来ていなかつたと言っていました。関心のある方は多いと思うので、家裁の宣伝をうまくされたらもっと参加者が増えるのではないかでしょうか。

(6) 次回の神戸家庭裁判所委員会のテーマ及び日程について

次回テーマについては、「少年審判と家庭裁判所における教育的措置について」に決定した。

次回の日程は、7月10日（木）午後1時30分からと決定した。

(7) 所長閉会あいさつ

(8) 閉会のことば（総務課長）

(別紙)

1 調停とは

御存じのよう、調停とは、紛争を裁判所で解決する一つの方法です。一口に調停といいましても、家庭裁判所ばかりでなく、地方裁判所や簡易裁判所で行う調停もあります。家庭裁判所の調停を家事調停、地方裁判所や簡易裁判所の調停を民事調停と言います。

家事調停というのは、人事その他家庭に関する紛争事件について、家庭裁判所の調停委員会という機関が関わって、当事者の譲り合いによって、紛争を自主的に解決することを目的とする手続です。

2 調停事件の範囲

家事調停で扱うのは、人事その他家庭に関する紛争です。法律的な根拠は、家事審判法第17条に定められていて、家庭に関する事件から甲類という紛争性のない事件を除いたものということになります。家事審判法第9条1項では、甲類という紛争性のない審判事件、乙類という民法その他の法に定められている当事者間の紛争に関する事件に分けてあり、家事調停で扱うのは、甲類を除いたものということになります。具体的には、一般調停といって離婚等の夫婦関係、養子離縁等の親子関係、親の扶養をめぐる兄弟姉妹の関係のことや、乙類調停といって、家事審判法第9条1項乙類に定めている別居中の夫婦の生活費、離婚した時の子どもの養育費や別居する親と子との面接交渉、両親が亡くなった後の遺産分割など、様々な家庭に関する紛争を家事調停で扱っています。

一般調停と乙類調停の違いは、調停が家事審判法第9条1項乙類に定めている事項かどうかですが、調停が成立しなかった場合の後の手続に大きな違いがあります。

一般調停が不成立になった後には、訴訟を起こして最終的には判決で解決を図ることになります。これに対して、乙類調停は不成立になると、当然に審判に移行して、裁判所が審判で判断することになります。訴訟手続は公開の法廷で行われますが、審判は非公開の手続で裁判所が必要な証拠を集めて判断することになります。

3 調停の機関 調停委員会

調停に関わる裁判所の担当機関は調停委員会といいます。委員会といいますように複数の人で構成されています。普通は裁判官である家事審判官1名と調停委員2名以上で委員会を構成しています。家事審判法に根拠があります。

調停委員は非常勤の国家公務員で、社会経験の豊富な40歳以上70歳未満の一般市民の方々の中から選任しています。家事調停を行うときは2名の調停委員、だいたい男女1名ずつの委員が担当しますが、2名以上の場合もあります。専門的な知識を有する委員が必要であり、例えば、不動産鑑定士を加える場合などです。

家事審判官である裁判官も調停委員会のメンバーですが、実際の調停は、調停委員2名で進めている場合がほとんどです。家事審判官は調停に立ち会うこともありますが、1日に大変たくさんの事件を担当しており、全部に立ち会うことは実際上できませんので、評議という形で調停委員と話し合って、適正な合意が成立するように調停を進めるようにしています。このほかに、調停委員会を構成するメンバーではありませんが、子どもをめぐる紛争で、子の引渡や、模擬調停でもありましたが、面接交渉が問題になっているときは、家庭裁判所調査官が専門家として調停に立ち会うこともあります。精神的な問題を抱えて調停能力が心配されるような当事者がいるような場合には、裁判所技官である医師が立ち会うこともあります。

このように、調停は、調停委員会を中心となって行われますが、それ以外にも家裁調査官といった家庭裁判所にしかいない専門家や家庭裁判所で勤務している医師である技官も交えて、よりよい調停ができるような仕組みになっています。

4 手続の流れ

(1) 当事者の申立て

まず、当事者の方からの申立てがなくては調停は始まりません。申立てがない時に、裁判所が事件を取り上げて調停をするといったことはありません。申立用紙は、窓口に備えてあります。書き方等でわからないところは窓口で職員が教えることもあります。

(2) 期日指定と調停委員の指定

申立てがありますと、調停主任となる裁判官が、調停委員を指定し、いつ調停をするかという期日を決めます。調停期日を指定する前に、事前調査が行われる場合もあります。これは、当事者が非常に遠方にいる場合、少ない回数で効率的に調停が進められるように、事前に家裁調査官が当事者（主に申立人）から事情を聞いて整理しておくという手続です。これは、調停は相手方の住所地に申し立てるの原則ですので、申立人が非常に遠いところにいる場合もある訳で、そういう場合に事前調査が行われます。

(3) 当事者に通知・呼出

期日が決まりますと、その日に家庭裁判所に来てください、という書面を申立人と相手方に送ります。

(4) 当事者からの事情聴取

調停期日には、調停委員が、当事者双方からじっくり事情を聞いて、調停委員が内容を把握することになります。場合によっては、申立書の記載とは違うところに真意がある場合もありますので、調停委員会としては、そういうところを把握するように努めています。

(5) 双方からの歩み寄りにより合意に達したとき 調停成立

調停は合意に達して成立することも多く、だいたい半分近くの事件が成立しています。調停調書を作るのは裁判所書記官ですので、調停が成立するときは必ず書記官が立ち会います。

成立した調停調書は判決と同じ効力を持ります。ですから、調停離婚と養育費を支払う調停が成立しますと、離婚については調停調書で戸籍の届出ができますし、養育費について給料の差押えなどの強制執行ができます。また、このような強制執行をする前に、調停で決めたことが守られないときに履行勧告といって、裁判所から調停条項を守らない当事者に対し、守られていませんがどうしましたか、守ってください、という勧告の手続を申立てによりすることもできます。

(6) 合意に達しないとき、調停不成立

話し合いを重ねても合意に至らないこともあります。このような場合には調停を不成立として終わることになります。申立人の取下げで終わることもあります。

不成立になった後はどうなるのか、という点については先ほどの話のとおり、離婚の場合ですと訴訟を起こすことになります。養育費や遺産分割のような場合は審判手続に移ります。

5 調停前置主義

家事審判法第18条にありますが、離婚のような家庭に関する紛争をいきなり公開の法廷で訴訟手続で争わせるのは、家庭の平和という見地からみて望ましくないということで、一般の調停の場合には、訴訟の前には必ず調停をしなくてはならないことになっています。ただ、当事者の一方が亡くなっていて、調停をやりようがないような場合は、最初から訴訟ができるということになります。乙類調停は必ず

しも調停前置主義がとられているわけではなく、審判を申し立ててもよいことになっており、最初から審判を行うこともありますが、通常は、調停から行うことが多いです。